

福岡県医師会診療情報ネットワーク救急医療支援システム利用規程

（目的）

第1条 この規程は、公益社団法人福岡県医師会（以下「福岡県医師会」という。）が設置運営する福岡県医師会診療情報ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）の利用について必要な事項を定め、医療倫理の原則に基づき患者の診療情報を適正に利用することを目的とする。

福岡県医師会は、ネットワークの円滑な運用のため、運用業務を委託した公益財団法人福岡県メディカルセンターに福岡県医師会診療情報ネットワーク事務局（以下「ネットワーク事務局」という。）を設置するものとする。

（ネットワークの利用範囲）

第2条 ネットワークに参加登録した利用者は、福岡県医師会に設置した福岡県医療情報連携システムの認証を経て接続後、ポータルサイトを経由し、次条に述べる機能について利用することができる。

（ネットワークにより提供される機能）

第3条 ネットワークで利用できる機能は次のとおりとする。

- (1) 自機関における患者基本情報の登録および更新
- (2) ネットワーク参加施設登録患者の同意に基づく患者基本情報および退院時情報の閲覧
- (3) ネットワーク参加施設登録患者の同意に基づく患者に対する退院時情報の登録
- (4) ネットワーク参加施設間のセキュアメールの使用
- (5) 診療情報のバックアップ機能の使用

（登録情報）

第4条 登録情報については「福岡県医師会診療情報ネットワーク患者基本情報登録用紙」に記載されている内容とする。

（利用者）

第5条 ネットワークの利用者は以下のとおりとする。

- 1 医療機関においては以下の2種類の役割において、どちらか一方もしくは両方を選択する。

(1) かかりつけ医療機関

かかりつけ医として通院している患者の中で、ネットワークへの参加を希望する患者を登録し、日々の診療による患者の現況に関する情報をネットワークに提供し、更新する。

(2) 緊急時紹介先医療機関

かかりつけ医医療機関に通院している患者によって救急時に搬送先として選択され受診時にネットワークの情報を参照し、治療を円滑かつ効率的に行う。また患者が入院した際には退院時にその要約や患者の情報を医療機関の判断によりネットワークへ提供する。

- 2 消防救急隊

ネットワークの患者情報を参照し、救急搬送を円滑かつ効率的に行う。

3 他の事業者（医療介護サービス事業者、保険者、自治体）

4 利用者とは、本利用規程に書面で同意し、本規程に定める認証用 I D、パスワード等の登録を完了した者をいう。

（利用者の責務）

第 6 条 ネットワークの利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用者がネットワークを利用する場合には、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）及び個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）を遵守しなければならない。
- (2) 利用者は、本規程に定める目的以外にその情報を利用してはならない。
- (3) 利用者はネットワークを通じて入手した診療情報については、適正な利用に努める。すなわち診療及び説明目的での閲覧に留め、撮影、複製、公開、利用者以外への提供等はしてはならない。
- (4) 施設管理者は利用者がネットワークに接続する端末にはセキュリティを維持するためウィルス対策ソフトを導入し、常に最新のウィルス定義に更新しなければならない。また、P 2 P ファイル交換ソフト等をインストールしてはならない。
- (5) 認証用 I D、パスワードをネットワークに参加していない第三者に貸与する行為をしてはならない。
- (6) 第三者又は福岡県医師会およびネットワーク事務局の財産、名誉及びプライバシー等を侵害する行為をしてはならない。
- (7) 福岡県医師会およびネットワーク事務局の信用を傷つけ、又は損害を与える行為をしてはならない。

（ネットワーク利用に当たっての禁止事項）

第 7 条 利用者は、ネットワークの利用にあたり、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) ネットワークを通じて取り扱われる患者基本情報及び診療情報、及びその他情報を不正に利用する行為。
- (2) ネットワークを通じて取り扱われる患者基本情報及び診療情報、及びその他情報を改竄する行為。
- (3) ネットワークを通じて取り扱われる患者基本情報及び診療情報、及びその他情報を漏洩させる行為。
- (4) 他の利用者になりすましてネットワークを利用する行為。
- (5) 有害なコンピュータープログラム等を送信又は書き込む行為。
- (6) 本人の同意を得ることなく又は詐欺的な手段により患者基本情報及び診療情報、及び第三者又は福岡県医師会の個人情報を収集する行為。
- (7) ネットワークの利用又は提供を妨げる行為。
- (8) 第三者又は福岡県医師会の著作権その他の知的財産権を侵害する行為。
- (9) 法令又は公序良俗に反する行為。
- (10) ネットワークを利用した営業活動その他営利を目的とする行為
- (11) 第三者にネットワークを利用させる行為
- (12) その他、福岡県医師会が不適切と判断した行為。

(施設責任者の責務)

第8条 施設責任者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 施設責任者は、自らが、あるいは任命した担当者を通じ、自施設の認証用IDおよびパスワードの適切な管理、施設責任者、利用者情報の変更やそれらの登録・抹消に関して遅滞のない報告をネットワーク事務局に対して行わなければならない。
- (2) 施設責任者は、自らが、あるいは任命したネットワーク担当者を通じ、利用者が第5条及び第6条に掲げた法令、禁止事項等を遵守し、また第12条で述べる認証用ID、パスワードに関する管理を適切に行うよう監督指導するものとする。
- (3) 認証用IDおよびパスワードの紛失、盗難時等は速やかにネットワーク事務局に報告を行うものとする。

(ネットワークの利用形態)

第9条 ネットワークの利用形態は、次に掲げる通りとする。

利用者は認証サーバーを経てVPN接続後、ネットワーク事務局のポータルあるいは地区医師会のポータルを経由し、情報発信・受信を行うものとする。

(利用時間)

第10条 ネットワークの利用時間は、1年間を通じ常時利用可能とする。ただし、定期的な保守点検等により運用を停止する場合は、利用者に対してネットワーク事務局を通じ事前に通知するものとする。不定期に必要なとなった保守点検・修理の際は運用を停止することがある。

(機能等の変更等)

第11条 ネットワークの良好な運用を維持するために必要な場合には、ネットワークの機能又は利用時間の変更又は停止を行うものとする。

- 2 前項の規程により変更又は停止するときは、利用者に対し事前にその旨を、ネットワーク事務局を通じて連絡するものとする。ただし、緊急その他ネットワーク事務局が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

(認証用ID・パスワードの管理)

第12条 利用者はネットワークの認証用ID・パスワードの管理に関して次の内容を遵守しなければならない。

- (1) 認証用ID及びパスワードの利用は交付を受けた本人のみが利用するものとし、認証用ID、パスワードの貸し借りをを行い、代理の者に利用させてはならない。
- (2) セキュリティ保持のため、利用者は最終パスワード変更時から90日以内にパスワードを変更するように努めるものとする。
- (3) 施設責任者は責任範囲内の利用者が何らかの理由で第5条に定める利用者に該当しなくなった場合、すみやかに認証用ID、パスワード等の取り消しを申請しなければならない。
- (4) 認証用ID、パスワード等の発行の事務手続きは、ネットワーク事務局で処理する。

(初期費用及び利用料金)

第13条 ネットワーク参加に必要な初期諸設備の構築及びその運営・維持のため、各参加施設は福

岡山医師会に対して、別紙に掲げる料金を支払うものとする。

(通信内容の削除)

第 14 条 ネットワークを利用した通信内容について、次の各号に該当する場合は、ネットワーク事務局が判断し、その内容を削除するものとする。

- (1) 通信内容に利用者相互の信頼関係を失墜させるおそれがある場合。
- (2) 記載期限を経過した情報がある場合。
- (3) 法令等の条項に違反した情報がある場合。

(認証用 I D 等の取り消し)

第 15 条 利用者が、次の各号のいずれかに該当したときは、認証用 I D 等はネットワーク事務局が取り消すものとする。

- (1) 本規程の利用者に該当しなくなったとき。
- (2) 医療関係法令、個人情報保護法令の各条項に違反したとき。
- (3) ネットワーク上の診療情報の取り扱いが不適切であり、かつ、ネットワーク事務局からの指導又は警告にもかかわらず改善が認められないとき。

(違反行為に対する措置)

第 16 条 利用者及び施設責任者は、第 2 項本文に掲げる違反行為があった場合には、速やかに第 2 項各号に掲げる措置を受ける。

2 ネットワーク事務局は、利用者が第 7 条の各号に該当する行為を行なっていることを知った場合、または該当行為により第三者からネットワーク事務局に対してクレーム・請求等がなされた場合、あるいはその他利用者による行為がネットワークの運営上不適当であるとネットワーク事務局が判断した場合には、利用者とその施設責任者に対して、次の各号のいずれか又はこれらを組み合わせた措置を講ずる。

- (1) 第 7 条各号に該当する行為を直ちに止めるよう催告し、速やかに是正することを要求する。
- (2) 利用者の違反行為によりネットワーク事務局へクレーム・請求等が生じた場合、クレーム・請求をなした第三者との間で問題を協議し、解決する事を要求する。

3 ネットワーク事務局が利用者に対して前項第 2 号に基づく要求を行った場合、利用者及びその施設責任者は、ネットワーク事務局にクレーム・請求等をなした第三者との間で問題を協議し、解決を図るものとする。

(契約解除)

第 17 条 利用者が契約を解除する場合、利用者は所定の「脱退申請書」をネットワーク事務局へ提出する。

2 ネットワーク事務局は脱退申請が承認されしだい契約を解除し、利用者へ結果を報告する。

(事務局)

第 18 条 この規程に定める事務手続き等については、ネットワーク事務局においてその処理を行うものとする。

(本規程の変更)

第 19 条 本規程の変更については、福岡県医師会全理事会の承認を必要とする。

附則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。

改定 平成 27 年 12 月 24 日

福岡県医師会診療情報ネットワーク救急医療支援システム利用料金表

公益社団法人福岡県医師会（以下「福岡県医師会」という。）が設置運営する福岡県医師会診療情報ネットワーク救急医療支援システム（以下「本ネットワーク」という。）に参加する機関（以下、「参加機関」という。）の初期費用並びに利用料金について、以下の通り定める。

1. 初期費用 本ネットワークに参加するにあたり、初期費用は無料とする。
2. 利用料金 本ネットワークの利用料金は無料とする。

本ネットワークに参加し、患者情報の登録・閲覧に際して、パソコンあるいはタブレット端末を使用する場合は、参加機関の自己負担で購入等の準備を行うものとし、機器の維持・保守等に関わる経費についても参加機関の自己負担とする。

また、本ネットワークのシステムに接続するにあたり、インターネット環境または閉域回線網の導入が必要となるが、その初期回線工事費用及び回線利用料についても参加機関の自己負担とする。

本料金表の改定については、ネットワーク利用規程の第 19 条に従い、福岡県医師会全理事会の承認を得るものとし、さらに参加機関との再契約を締結するものとする。

福岡県医師会診療情報ネットワーク個人情報保護指針

福岡県医師会診療情報ネットワーク（以下、「本ネットワーク」という。）は、住民の皆様に安心安全な医療を実施することを情報面からサポートすることを目的に、住民の皆様からご提供いただいた個人情報を活用しております。

本ネットワークの事業主体は、公益社団法人福岡県医師会（以下、「福岡県医師会」という。）であり、公益財団法人福岡県メディカルセンター（以下、「メディカルセンター」という。）が事務局業務を実施いたします。

両法人は、本ネットワークの運営に際し、個人情報をご提供いただいた方々の信頼に応えられるよう、適切に管理・保護することを重要な責務と認識し、この責務を果たすため、個人情報の保護に関する法律（以下、「個人情報保護法」という。）及び医療・介護関係者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン等の個人情報保護関連の各種法令や倫理指針を遵守するとともに、本指針に従い、個人情報の適切な管理・保護に努めてまいります。

なお、本ネットワークでは医療法その他の法令に関連する情報を扱うことが想定されています。これらの情報の取り扱いについては、その該当する法令の規定に従います。

1. 個人情報の利用

福岡県医師会及びメディカルセンターは、本ネットワークに提供された住民の皆様個人の情報を、ご提供頂く際に住民の皆様にお知らせした利用目的または福岡県医師会のホームページにて公表した利用目的の範囲内でのみ利用し、これ以外の目的には利用いたしません。

本ネットワークの個人情報の利用目的は、以下の情報をご覧ください。

(1) 個人情報及び個人データの利用目的

本ネットワークは、個人情報及び個人データ（以下、個人情報及び個人データを単に「個人情報」という。）を以下の目的にのみ利用します。

「個人情報」の類型	利用目的
福岡県医師会診療情報ネットワークに参加する住民の個人情報	・救急医療の提供 ・自らがお受けになる医療・介護サービス ・自らの健康維持・管理 ・本ネットワークの業務の維持／改善のための基礎資料 ・本ネットワークのサービスの紹介及びアンケート等への協力依頼 ・地域医療提供体制の質向上に寄与する実証事業や調査 ・お住まいの行政区での医療介護サービス提供のための基礎資料
お問い合わせ・相談等の申出者等に関する個人情報	・お問い合わせ、相談等への適切な対応 ・上記相談対応の満足度アンケート等への協力依頼 ・本ネットワークのサービスの紹介及びアンケート等への協力依頼
個人情報に関する開示請求・苦情等の申出者等に関する個人情報	・請求、苦情等への対応のための調査 ・本人、代理人の確認 ・回答の送付及び必要な連絡

(2) 共同利用

以下の個人データについては、以下に従い共同利用いたします。

共同利用する 個人データの項目	共同利用する目的	共同利用する者の範囲	管理責任者
患者等の住所、氏名、年齢、性別、電話番号、電子メールアドレス、検体検査結果、診療に関する情報・介護情報(注1)、介護サービスに関する情報等	よりよい診療・介護サービスの提供 患者様の健康維持・管理	ネットワークに参加する医療機関・施設・他事業者(保険者・自治体)(注2) 患者様が指定した医療機関等を除外(注3)	公財)福岡県 メディカルセンター
患者等の住所、氏名、年齢、性別、電話番号、電子メールアドレス、患者の状態に関する情報等	救急時の搬送を円滑に行うため	救急業務を行う自治体部局	公財)福岡県 メディカルセンター

注1) 診療情報・介護情報に含まれる情報項目は下記情報を含みます。

- ・病歴
- ・身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)、その他の心身の機能の障害等があること
- ・健康診断その他の検査の結果
- ・保健指導の内容、診療情報及び調剤情報
- ・将来発症しうる可能性のある疾患、非発症保因者として子孫へ遺伝子変異を伝える可能性を勘案させる情報
- ・遺伝子検査結果にかかる情報(いわゆるゲノム情報)

注2) ネットワークに参加する医療機関・施設・他事業者(保険者・自治体)については「福岡県医師会診療情報ネットワーク とびうめネット」のホームページ(下記URL)にて公開されています。
なお、ネットワークに参加する医療機関等は今後増減することが想定されます。

<https://tobiumenet.com/>

注3) 患者様が指定した医療機関とは、非公開先として選択された医療機関等を指します。

2. 個人情報の適切な管理・保護

メディカルセンターは、皆様の個人情報を適切に管理・保護するため、以下のような対策を実施しております。

- ・法人全体の個人情報保護に関する推進組織の設置ならびに個人情報を保有する各部門に個人情報管理責任者を任命
- ・個人情報保護法及び各省庁の個人情報取扱いに関するガイドラインに準拠した社内規定類の整備
- ・個人情報保護の重要性および上記の規定類の周知・徹底を図るための従業員等への教育・啓蒙の実施
- ・個人情報管理台帳の整備および個人情報への適切なアクセス制限の実施
- ・外部からの個人情報への不正アクセスまたは個人情報の漏洩、毀損もしくは改ざん等を防止するための適切かつ合理的なレベルの安全策の実施

3. 第三者への提供・開示

メディカルセンターは、次の場合を除き、皆様の個人情報を第三者に提供または開示しません。

- ・予め皆様から個人情報の開示について同意をいただいている場合
- ・提供・開示に際して法的に有効な本人の同意が確認できる書類が呈示された場合
- ・法令に基づく場合
- ・人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

- ・公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- ・国や地方公共団体等が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

4. 個人情報から個人を特定する情報を除去した情報の取り扱い

メディカルセンターは、次の場合を除き、皆様に由来する情報について個人を特定する情報を除去した上でも第三者に提供または開示はいたしません。

- (1) 福岡県の医療供給体制の質向上に寄与する事業・研究
- (2) 本ネットワークの事業効果を明らかにするための情報提供・研究
- (3) その他本ネットワークを維持・発展させていくために必要な資料作成

5. 業務報告等の情報の公開等に関する取り扱い

メディカルセンターは業務報告等の公表や第三者への提供を実施するに際し、皆様に由来する情報を使用する場合については、集計処理等を行うことによって、個人単位の情報で無い状態に加工いたします。

6. 委託先の管理

メディカルセンターは、利用目的の実施に必要な範囲で、個人情報の取り扱いを外部に委託することがありますが、委託する場合にはそれぞれの法人が個人情報を適切に取り扱うと認める委託先を選定します。また、委託先に対し、利用目的の実施に必要な範囲のみに限定して個人情報を提供または開示し、契約等により個人情報の適切な取り扱いを求め、その状況について定期的に確認します。

7. 個人情報に関する開示・訂正等の請求への対応

メディカルセンターは、皆様から、ご自身の個人情報に関する利用目的の通知、開示、訂正等（訂正、追加、削除）、利用停止等（利用停止、消去）または第三者提供の一部もしくは全部の停止に関するご請求があった場合には、ご本人であることを確認させていただいたうえで、応じられない合理的な理由の無い限り、これに対応いたします。ご請求はメディカルセンターへご連絡ください。

8. 個人情報に関するお問い合わせ・苦情等への対応

皆様の個人情報の取扱いに関するお問い合わせ・苦情等は、メディカルセンターへご連絡ください。適切かつ迅速に対処できるよう努めてまいります。

9. 個人情報の取扱いの見直しおよび改善

福岡県医師会及びメディカルセンターでは、上記の個人情報の取扱いに関して適宜見直し、一層の個人情報保護のために継続的改善に取り組んでまいります。これに伴い、本指針が予告無しに変更されることがありますことを予めご了承ください。

以 上